

議員提出議案第1号

ガザ地区における早期の平和構築を求める意見書

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和6年3月26日

岩倉市議会議長 関戸郁文様

提出者

岩倉市議会議員

鬼頭博和

賛成者

岩倉市議会議員

須藤智子

岩倉市議会議員

神谷規子

岩倉市議会議員

大野慎治

ガザ地区における早期の平和構築を求める意見書

ハマス等パレスチナ武装勢力とイスラエルとの戦闘が続いており、双方の応酬により、ガザ地区において、多くの子どもを含む一般市民が殺傷され、人命が深刻かつ危機的な状況にさらされ続けている。

この間、G7外相会合では即時かつ無条件での全ての人質の解放を強く求める声明や国連総会では人道的休戦を求める決議、国連安全保障理事会では緊急かつ人道的な一時休止を求める決議など停戦等の声が上がっている。

本市においては、「核兵器廃絶平和都市宣言」のまちとして、全世界の恒久平和を願っていることから、国に対し、ガザ地区における早期の平和構築が実現できるよう、国際社会において積極的な役割を果たすべく最大限の努力を尽くすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣